
平成27年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成27年9月16日 (水曜日)

議事日程 (第5号)

平成27年9月16日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第56号 平成27年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第2 議案第57号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第58号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第59号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第60号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第61号 平成27年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 認定第1号 平成26年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成26年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 認定第10号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第11号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第12号 平成26年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第62号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第63号 築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第64号 築上町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第67号 町道路線の変更について
- 日程第23 発議第7号 暴力団排除・薬物・詐欺根絶に関する決議（案）について
（追加分）
- 日程第24 議案第68号 平成27年度築上町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第26 発議第8号 築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第27 推薦第1号 築上町農業委員会委員の推薦について
- 日程第28 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第56号 平成27年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第2 議案第57号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第58号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第59号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第60号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第61号 平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 認定第1号 平成26年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第9 認定第3号 平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成26年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第11号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第12号 平成26年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第62号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第63号 築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第64号 築上町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第67号 町道路線の変更について
- 日程第23 発議第7号 暴力団排除・薬物・詐欺根絶に関する決議（案）について
（追加分）
- 日程第24 議案第68号 平成27年度築上町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第26 発議第8号 築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第27 推薦第1号 築上町農業委員会委員の推薦について
- 日程第28 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（14名）

1番 小林 和政君	2番 宗 晶子君
3番 宮下 久雄君	4番 有永 義正君
5番 信田 博見君	6番 鞆野 希昭君
7番 池亀 豊君	8番 工藤 久司君
9番 丸山 年弘君	10番 田原 宗憲君
11番 吉元 成一君	12番 田村 兼光君
13番 塩田 文男君	14番 武道 修司君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君			
会計管理者兼会計課長				神崎 博子君
総務課長	則行 一松君	財政課長	八野 繁博君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	柿本直保美君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	加藤 秀隆君
福祉課長	平塚 晴夫君	産業課長	今富 義昭君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	吉留梯一郎君
総合管理課長	塩田 健治君	環境課長	進 信博君
農業委員会事務局長	...	西畑 尚幸君	商工課長	中野 康弘君
学校教育課長	繁永 和博君	生涯学習課長	吉元 保美君
代表監査委員	尾座本雅光君	監査事務局長	永野 賀子君

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足

数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第56号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第56号平成27年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第56号平成27年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、竹内邸関連の予算に対してあやふやな点がある等の反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、総務産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第56号、所管分の項目につきまして慎重に審査した結果、可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 反対討論を行います。

まず、マイナンバー制度ですが、これは、国が国民の情報を一元的管理活用する共通番号であり、プライバシー制等の極めて高い個人の預貯金や特定健診情報なども利用対象にするものであり、個人の暮らしや医療情報にも個人番号を使った情報管理、情報連携の仕組みを広げていくものであり、より深刻なプライバシー侵害や犯罪を招くおそれを増加させる。最大の狙いは、国民の収入・財産の実態を政府がつかみ、税・保険料の徴収強化と社会保険保障の給付削減を押しつけるものであり、今回の補正予算にはさまざまな制度変更に伴う予算を含んでいるので反対します。

もう一件、第2款1項1目13番委託料の中の人事評価制度導入支援業務委託料について、住民サービスをするという地方公務員の仕事に成果主義はなじまないと考えます。上司の顔色ばかりを伺うことになり、公務員の目が住民に向かなくなるのではないかとということで、この人事評価制度に反対をしております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第56号について採決を行います。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第57号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第57号平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第57号平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、各種負担金等の額の確定に伴うもの及び人事異動に伴う人件費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第57号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第58号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第58号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第58号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、保険料収納繰り越しに伴う福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第58号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第59号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第59号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、本案については慎重に審査した結果、水洗工事助成金などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第59号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第60号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第60号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第60号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第60号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第61号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第61号平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第61号平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案につきまして慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第61号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 認定第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、認定第1号平成26年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第1号平成26年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算所管の項目について慎重に審査した結果、国保会計への繰出金がないとの反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、総務産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 認定第1号平成26年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算所管分の項目につきまして慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 国保会計に一般会計からの繰り入れがなく、高い国民健康保険税

を前提とした決算であり、反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより、認定第1号について採決を行います。

この決算を認定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、認定第1号については、認定することに決定しました。

日程第8. 認定第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、認定第2号平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第2号平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、滞納金の発生原因が明確にされていないとの反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 滞納額の原因究明責任が明確にされていないということで反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより認定第2号について採決を行います。

この決算を認定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、認定第2号については、認定することに決定しました。

日程第9. 認定第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、認定第3号平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第3号平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、認定第3号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号については、認定することに決定しました。

日程第10. 認定第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第10、認定第4号平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 認定第4号平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算につきましては、慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これですべての討論を終わります。

これより、認定第4号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号については、認定することに決定しました。

日程第11. 認定第5号

○議長（田村 兼光君） 日程第11、認定第5号平成26年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第5号平成26年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これですべての質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これですべての討論を終わります。

これより、認定第5号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号については、認定することに決定しました。

日程第12. 認定第6号

○議長（田村 兼光君） 日程第12、認定第6号平成26年度築上町国民健康保険特別会計歳入

歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第6号平成26年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、一般会計からの繰入金がないとの反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 先ほどの国保会計認定1号と同じく、国保会計に一般会計からの繰り入れがなく、反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより認定第6号について採決を行います。

この決算を認定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、認定第6号については、認定することに決定しました。

日程第13. 認定第7号

○議長（田村 兼光君） 日程第13、認定第7号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第7号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、認定第7号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第7号については認定することに決定しました。

日程第14. 認定第8号

日程第15. 認定第9号

日程第16. 認定第10号

日程第17. 認定第11号

日程第18. 認定第12号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第14、認定第8号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、認定第12号平成26年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定については、総務産業建設常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第8号から認定第12号まで、一括して委員長の報告を行うこととします。

では、認定第8号から認定第12号までの委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 認定第8号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算につきましては慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしましたので、報告します。

次に、認定第9号平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましても、慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

認定第10号平成26年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本決算につきましても、慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

認定第11号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本決算につきましても、慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

認定第12号平成26年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。本決

算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、認定第8号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第8号については認定することに決定しました。

日程第15、認定第9号平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、認定第9号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第9号については認定することに決定しました。

日程第16、認定第10号平成26年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、認定第10号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第10号については認定することに決定しました。

日程第17、認定第11号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、認定第11号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第11号については認定することに決定しました。

日程第18、認定第12号平成26年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、認定第12号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第12号については認定することに決定しました。

日程第19. 議案第62号

○議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第62号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第62号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案について慎重に審査した結果、行政手続上における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、特定個人情報に関する特例が定められたため、条例の一部を改正する必要があるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） この個人情報保護条例の一部を改正する条例は、マイナンバー制度の導入に伴うものであり、先ほど述べたとおり、マイナンバー制度に反対しておりますので反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） ないようですね。これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第62号について採決を行います。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第63号

○議長（田村 兼光君） 日程第20、議案第63号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第63号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、行政手続上における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、個人番号カード等の交付が開始することに伴い、条例の一部を改正する必要があるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 先ほどと同じく、この手数料条例の一部を改正する条例は、マイナンバー制度の導入に伴う条例の制定ですので反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第63号について採決を行います。

議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第64号

○議長（田村 兼光君） 日程第21、議案第64号築上町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第64号築上町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案につきましては、慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました

ので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） この条例の一部改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部改正する法律にかわる改正ですが、これは、この法律自体が将来に現在の給付水準が維持されない、後退する可能性があるので、法律に反対ですので、反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第64号について採決を行います。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第67号

○議長（田村 兼光君） 日程第22、議案第67号町道路線の変更についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第67号町道路線の変更について、本案につきましては、東八田26号線道路改良舗装工事に伴い、工事区域内の町道を変更するものであり、慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第67号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23. 発議第7号

○議長（田村 兼光君） 日程第23、発議第7号暴力団排除・薬物・詐欺根絶に関する決議（案）について議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 発議第7号暴力団排除・薬物・詐欺根絶に関する決議（案）について、本決議について慎重に審査した結果、暴力団排除を推進し、薬物犯罪やにせ電話詐欺を許さない明るく豊かな社会を実現するため、根絶に全力を尽くすことを宣言するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、総務産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 発議第7号暴力団排除・薬物・詐欺根絶に関する決議（案）についてであります。ただいま厚生文教常任委員長から報告がありましたように、当委員会につきましても慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、発議第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。発議第7号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで追加議案です。

お諮りします。日程第24、議案第68号平成27年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第28、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、会議規則第39条第

2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号から常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第24. 議案第68号

○議長（田村 兼光君） 日程第24、議案第68号平成27年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第68号平成27年度築上町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。平成27年9月16日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第68号は平成27年度築上町一般会計補正予算（第4号）でございます。

本予算は、台風が8月25日に一応こっちのほうに来まして、災害状況の把握に日数を要しました。そして、当初の補正予算の編成には間に合わなかったために、今回、追加をさせていただいたところでございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額105億3,190万9,000円に4,703万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を105億7,894万3,000円と定めるものでございます。

歳出の項目が、全般的に、一応公共的施設から農林水産業災害復旧、それから公共土木の災害復旧ということで、別紙、お手元には資料をお渡ししておりますので、総額だけ申し上げたいと思いますけれど、農林水産業施設災害復旧事業が1,686万2,000円、公共土木施設災害復旧事業1,518万4,000円、それから厚生労働施設災害復旧施設635万7,000円、それから文教施設ということで体育館等々の復旧が650万1,000円ということとなっております。

歳入は、一応特別交付税を充てるものでございます。そして、あとは国からの負担金、それから県の補助金等々をいただきながら、あと過疎債も利用しながら事業を行うものでございます。

御採択をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第68号について採決を行います。

議案第68号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第69号

○議長（田村 兼光君） 日程第25、議案第69号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第69号工事請負契約の締結について、再編関連特別事業、下城井小学校プール改築工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成27年9月16日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第69号は工事請負契約の締結でございます。

本案は、下城井小学校プール改築工事でございます。平成27年の9月1日に、条件つき一般競争入札を行った結果、6社の入札参加がございました。結果は、お手元に御配付しております資料に配付しておりますが、いかようのとおりでございます。

落札者は松山建設株式会社京築支店が、消費税込みで1億1,232万円で落札、現在、仮契約を行っておるところでございます。

なお、工事の概要は、プール本体の、これはステンレス製で5コース、25メートルということで、あとは機械室、倉庫室、更衣室等々、便所と色々な附帯施設を含んで、外構まで含んでおるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第69号について採決を行います。

議案第69号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第26. 発議第8号

○議長（田村 兼光君） 築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。木部事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 発議第8号築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、表記の規則案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成27年9月16日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、築上町議会議員武道修司、賛成者、築上町議会議員田原宗憲、賛成者、築上町議会議員塩田文男、築上町議会議長田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 提案理由の説明をいたします。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢を勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たな規定をするために、築上町議会会議規則の一部を改正する必要があるものがあります。

これが、今回の規則（案）を提出する提案理由であります。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、発議第8号について採決を行います。

発議第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 推薦第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第27、推薦第1号築上町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

議員のうちから推薦した農業委員の辞職に伴い、後任の農業委員2名を推薦するものであります。

お諮りします。推薦の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に準じて、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

築上町農業委員会委員に丸山年弘議員、塩田文男議員を推薦します。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議会推薦の後任の農業委員は、丸山年弘議員、塩田文男議員を推薦することに決定しました。

日程第28. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） 日程第28、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

ここで、町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆様には、9月3日から本日まで14日間、第3回定例会、慎重に審議をさせていただきまして、監査委員以外の全ての議案が承認をさせていただきまして、大変あ

りがとうございました。

今後も、今、築上町に課せられたのは地方創生というようなことで、築上町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略の策定ということが課せられておるわけでございます。

11月末ぐらいまでには、必ずある程度の、一定の線を出しながら策定を行わなければなりません。そのためには、また全協等々開かせていただきながら、有識者会議、それから議会と一体となった築上町の戦略策定を行いたく考えておるところでございますし、ぜひ皆さん方にもよろしくお願ひ申し上げまして、本議会のお礼の言葉とさせていただきます。

なお、時節柄、気候も非常に過ごしやすい気候になります。皆さんの御活躍をお祈り申し上げまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田村 兼光君） これで平成27年第3回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員